⑸　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第９号）第11条第４項に規定する措置並びに同条第５項において準用する同条第１項及び第２項に規定する措置に関する事項 ⑹　前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が施設の機能の確保のために必要と認める事項	
3　国土交通大臣は、第１項の空港等又は航空保安施設が機能確保基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。	2　国土交通大臣は、前項の空港等又は航空保安施設が同項の基準に従つて管理されることを確保するため、政令で定めるところにより当該施設について定期に検査をしなければならない。
（空港機能管理規程） 第47条の２　空港の設置者は、空港機能管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2　空港機能管理規程は、機能確保基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第55条の２第２項及び第148条第４号において同じ。）の機能を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。 ⑴　空港の機能を確保するための管理の方針に関する事項 ⑵　空港の機能を確保するための管理の体制に関する事項 ⑶　空港の機能を確保するための管理の方法に関する事項 3　国土交通大臣は、空港機能管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。	（空港保安管理規程） 第47条の２　空港の設置者は、空港保安管理規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2　空港保安管理規程は、前条第１項の保安上の基準に従つて空港（空港における航空機の離陸又は着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める航空保安施設であつて、空港の設置者が設置するものを含む。以下この条、第55条の２第２項及び第148条第４号において同じ。）の保安を確保するために空港の設置者が遵守すべき次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。 ⑴　空港の保安を確保するための管理の方針に関する事項 ⑵　空港の保安を確保するための管理の体制に関する事項 ⑶　空港の保安を確保するための管理の方法に関する事項 3　国土交通大臣は、空港保安管理規程が前項の規定に適合していないと認めるときは、空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第７号様式（附則第７条関係）

（表）

（略）	（略）
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 附　則 （特定地方管理空港に係る航空法の特例） 第15条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第14条第２項第３号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第１号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第３項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋 （新設） （特定地方管理空港に係る航空法の特例） 第15条　特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第47条第１項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）附則第14条第２項第３号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第２条第５項第２号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等（同項第１号に規定する運営等をいう。）に係るもの」と、同条第２項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第47条の２第１項及び第３項並びに第47条の３第１項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港